

資料4「議定書」

9 A 条約第十五条及び第十八条2に関し、フランスの居住者(日本国内において勤務を開始する直前にフランスの社会保障制度に参加していたものに限る。)が日本国内における勤務につき取得する給料、賃金その他これらに類する報酬(当該居住者が日本国内において勤務を開始する日から継続して六十箇月を超えない期間に取得するものに限る。)に対しては、各課税年度において次の(a)又は(b)に規定する額のいずれか低い額を限度として、日本国においては、租税を課さない。

(a) 当該居住者又は当該居住者に代わる者がいずれかの締約国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対して支払う強制保険料(当該給料、賃金その他これらに類する報酬に対して賦課されるもので、かつ、フランスにおいて課税上の救済の対象とされないものに限る。)の総額

(b) 日本国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対して支払われ得る総保険料の上限額

9 B 条約第十八条2及び9 Aに関し、「継続して六十箇月」との期間の限定は、二千五年二月二十五日にパリで署名された社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第九条が適用される場合には、適用しないことが了解される。

9 C 条約第十八条2(a)(ii)及び9 Aに関し、これらの規定に定める「社会保障制度」とは、二千五年二月二十五日にパリで署名された社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の適用対象となる制度をいうことが了解される。